

(目的)

第1条 この条例は、養成施設に在学する者で、将来において平戸市病院事業管理者(以下「管理者」という。)が指定する病院に医療技術者として勤務しようとするものに対し、医療技術修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより医療技術者の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療技術者」とは、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び薬剤師をいう。

2 この条例において「養成施設」とは、次の各号に掲げる学校、養成所又は養成施設をいう。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師学校、保健師養成所、助産師学校、助産師養成所、看護師学校又は看護師養成所
- (2) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所
- (3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所
- (4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設
- (5) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所
- (6) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学の医療技術者を養成する課程を有する学部又は学科

(修学資金の貸与)

第3条 管理者は、毎年度予算の範囲内において、修学資金を貸与することができる。

(修学資金の貸与額等)

第4条 修学資金の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業料、入学金及び実習費 管理者が定める額
- (2) 教科書購入費 年額5万円
- (3) 生活費 月額5万円。ただし、自宅内通学については、4万円とする。

2 修学資金は、無利子とする。

3 修学資金の貸与を受けることができる期間は、貸与の決定を受けた日の属する月から正規の修学期間の終了する日の属する月までとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「医療技術修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第6条 管理者は、医療技術修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) その他医療技術修学生として不適当と認められるとき。

2 管理者は、医療技術修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第7条 管理者は、医療技術修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を免除するものとする。

- (1) 医療技術者の免許を取得した後、直ちに管理者が指定する病院の職員となり、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上在職したとき。
- (2) 前号に規定する期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため医療技術者の業務を継続することができなくなったとき。

(返還及び遅延損害金)

第8条 医療技術修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、3か月以内に修学資金を一括返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した後、正当な理由なく相当期間内に医療技術者の免許を取得しなかったとき。

- (3) 医療技術者の免許を取得した後、直ちに管理者が指定する病院の職員とならなかったとき。
 - (4) 管理者が指定する病院に在職し、その間の在職期間が前条第1号の期間に達しなかったとき。
- 2 正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合をもって、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第9条 管理者は、医療技術修学生の死亡(第7条第2号に規定する場合を除く。)、若しくは心身の著しい障害又は災害その他やむを得ない理由により、修学資金の返還を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第10条 管理者は、医療技術修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 医療技術者の免許を取得した後、直ちに管理者が指定する病院の職員となり、かつ、引き続き勤務しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。